普通貯金(総合口座を含む)等のご利用の停止等に係る期間について

一定の期間ご利用のない普通貯金口座(総合口座含む)、貯蓄貯金口座および納税準備 貯金口座については、貯金規定に基づき、下記のとおり貯金取引を停止または貯金口座を 解約させていただく場合があります。

また、普通貯金口座(総合口座含む)、貯蓄貯金口座に関し、一定の期間ご利用のない場合は、カード規定に基づき下記のとおりJAキャッシュカードのご利用を停止させていただく場合がありますので、お手元に長い間ご利用になっていない通帳・カードがございましたらご確認ください。

なお、貯金取引が停止または解約された貯金口座について、改めてご利用を希望される 場合には、貯金通帳およびお届けの印鑑をご持参のうえ、窓口に申し出ください。

記

1. 貯金取引のご利用を停止もしくは解約させていただく場合

最後の預入れまたは払戻し取引のほか、名義変更、通帳発行・繰越、記帳を行った 日から10年間、利息決算以外の入出金がない貯金口座につきましては、ご利用を停止、もしくはお客様に通知(※)することにより解約させていただくことがあります。 なお、この場合、預入れ・払戻しのほか、振込入金、口座引落し等ができなくなります。

※ 届出のあった名称・住所にあてて当組合が通知または送付書類を発送した場合には、延着した、もしくは到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

2. JAキャッシュカードのご利用を停止させていただく場合

普通貯金口座(総合口座含む)および貯蓄貯金口座に関し、最終の預入れまたは払 戻しから10年間、利息決算以外の入出金がない場合には、JAキャッシュカードの ご利用を停止させていただくことがあります。

以上

詳しくは窓口にお問い合わせください。

能登わかば農業協同組合